

總報上乙第六四號

重慶側發表ノ日汪協定内容及ヒ陶希聖ノ一新政權樹立
延期ノ眞因一ト題スル新聞記事譯文提出(送附)ノ件

昭和十五年三月八日 支那派遣軍總司令部報道部長 馬 淵 逸 雄

陸軍次官 殿

前題ノ件別紙ノ通り提出(送附)ス

提出(送附)先

參謀次長

陸軍次官

陸軍省情報部長

參謀本部第八課多田少佐

支那派遣軍總司令部

梅 機 關

登集團參謀長

登集團高級參謀

陸軍部
15.3.18
273
軍務課

陸軍

0727

上海警備司令官

陸軍

納洋小 三 和船

極秘

三月七日付上海外字紙並一部華字紙ニ掲載セラレシモノ
ニシテ基ヨリ信用スヘキモノテハナイカ新政府樹立前ニ
於ケル敵側妨害デモノ一ツトシテ中國通信社ニ翻譯セシ
メ參考ノ爲配布ス

支那派遣軍報道部

昭和十五年三月七日（木）

重慶側發表の日汪協定内容及び

「新政權樹立延期の眞因」と題する

（陶希聖論文）

中國通信社

0728

◎香港筋の儘へる日支和平條件

『大抵十七ヶ條に纏められる日汪交換文書』

(上海三月七日中通、香港六日ルーター、七日デイリー・ニュース八百)

日支兩當局に接近してゐる筋から聞く所に依ると日汪協定は高宗武、陶希聖の暴露した所と全然異り、決して單一の條約成文に非ず多數の交換文書覽書等から成り立つて居り之を逐條的にすると大体左の通りであると洩してゐるが、信すべき筋の云ふ所だとしても日本政府乃至汪精衛氏の承認を得た譯でなく眞偽の程は保證の限りでない。

一、新政權は滿洲國を承認す

二、日本に賠償金は支拂はさるも日本人個人又は團體の事變に因る直接被害は補償する

三、新政權は海關を管理し關稅の自主を保有する
正金銀行に保管中の關稅は新政權に引渡す

四、

北支は半獨立(舊冀察政權と同一基礎)と

するも海關、通貨、交通の幹線及び外交は新政權の支配とす

五、内蒙を特別區とし十ヶ年以内十萬の日本軍駐屯を許す

六、日本は上海に五千人、漢口に二千人の外、外國軍家の駐屯する主要地に駐軍の權利を有す

七、其以外の日本軍は肅正工作完了次第撤退す

八、日本は治外法權撤廢を講じ、其の後租界の返還を考慮す

九、日本は支那法律下に技術的援助を與へる。

新支那軍への日本教官は軍事行動に参加せず

一〇、聯銀券及び華興券は地方的に發行の存續を許し政府通貨は新政權の設立する中央銀行の發行とす

一一、華中振興、北支開發の兩會社は其儘とするも子會社は日本側四九%、支那側五一%の比率に全部日支合辦に改組す

一二、北支重要工業は日本側五五%、支那側四五%

の基礎に置く。

一三、續ての交通機關は日本側四九%、支那側五

一%の共同企業とするも、京奉、京綏の兩鐵

道は日本側五五%、支那側四五%とす

一四、將來日支合併となるべき支那會社にして一

定の資金に事缺く場合、日本側はその五〇%

迄融資に應ずる。この場合日本側の比率は四

九%を五〇%とす

一五、汪精衛と重慶との關係離脱した千九百卅八

年十二月以前の外國公債は事情の許す限り支

拂に應じ其の後の政治的債務は承認せず

一六、在支經營せる外商會社は支那人所有株式百

分の五十+の加入を許可すべしなれば

國境外へ驅逐す

一七、日支「合作機關」を成立せしめ、内、日本

官員と平民を包含すべく、長江下流に對し或

る種の建議を提出、之を「新政府」の實行に

付す。

(T)

了

◎重慶側發表の日汪協定内容

(上海三月七日中通、六日重慶發ルーター電、七日
申報四頁)

政府スポークスマンは本日夜ルーター通信の汪
日協定消息に對し次の如く發表した。日本と汪氏
との間に或ひはすでに如何なる協定が締結されや
うと中國民族の譏笑と痛斥を招くに過ぎない、今
次の發表のうち若干はすでに協定せる各點の重ね
ての披露に過ぎず詳細な内容はなく公文形式でも
ない、先般披露された協定内容と共に重要を區別
はなした事實の證明に過ぎない、條件中に見出
されることは日本が東亞新秩序の建設並びに中國
の獨立破壞に施用せんとしてゐる三種方策である
即ち(一)中日滿より亞細亞ブロックの形成 (二)日本
は共同防共に籍口して内蒙及中國のその他の部分
に駐兵する (三)經濟合作の名義で中國所有の經濟
權利を強奪する――この種協定が果して日本の希
望により實現するとせば即ち日本は侵佔せる區域

重一

重 2

からあらゆるものを求めることが出来同時にその
他の區域をも侵略戦の組織をもつて侵占してゆく
だらう。

(D)

了

0733

◎「新政權成立延期の原因」

！陶希聖の論文！

（上海七日中通・六日重慶發ルーター電、七日神州日報一頁）

本年一月廿一日高宗武と香港において汪日協定草案を發表せる陶希聖教授はこのほど大公報紙上に「新政權成立の數次延期せる原因」と題する長篇論文を連載することゝなつた。第一部は既に本日披露されたか右によると日官員影佐と周佛海兩名は本年一月初旬「新政權」を二月廿二日成立と計畫、このため青島及上海の兩大會議が開かれたが後また成立期を三月十二日と宣傳した。しかし日下の情勢から見ると、この新政府の組織は悉くまた延期の止むなきに至るであらう。汪氏は影佐の命を聽くべく影佐はまた日軍部の命を俟たなければならぬ。昨年十二月下旬、周佛海は日内閣かすでに新政權の成立を決定し完全に影佐に一任してゐる旨汪に語つた。青島及上海における兩大會議の失敗は現在すでに公然の秘密となつてゐるが、この原因は王克敏及び梁鴻志兩人は日官吏喜多

新 1 -

原田の命を俟つべく、この兩人はまた日軍部の命令を仰がねばならない。汪と喜多及び蔣と原田は新政府の早日成立を阻害してゐるがこれはことごとく日軍部の指令によるものである。日本は現在二重手段を採つて一面影佐より新政権の成立を期すと同時に一面また喜多と原田によつてこれを阻止せしめてゐる。去る九月中、南京召集の聯合會議、十月中央政治會議を召集、十一月十二日新政權成立といふことを計畫したか王克敏は南京會議の際、中央政治會議に對し反對を表示し「喜多か東京へ赴く以前その反對方を依頼された。喜多の東京よりの歸來を俟つて決定すべし」と述べてゐる。第二日目に喜多及影佐は相伴つて歸來し、影佐は「阿部内閣は既に汪氏の「政權」支持を決定してゐる」と語りこの言葉は汪氏を極めて樂觀せしめたが同夜王克敏及梁鴻志兩名は汪に對して喜多と原田の意見に基き「中政會」の人選及び國旗問題に對する反對を表示しこゝにおいて新政権の十一月二十日成立といふ提議は遂に十月中に延期方を發表した。影佐は十一月二十日に「中政會」

の召集を提議し同時に元旦を期して新政権成立の日となすことゝなつたが日支關係調整に關する一般原則の會談が突然決裂し影佐は急遽東京へ引返したのである。一月と二月の青島上海における兩度會議はまた失敗を告げたが聞くところによると王克敏の態度に因るもので王氏は喜多の命に俟たなければならず喜多はまた日軍部の命に俟たなければならぬことをみるとき汪氏の「新政體」の成立を阻止するものが日軍部であるといふことは既に明白なことである。日軍部がこの舉に出たことは國際局勢が主要原因の一となつてゐる。昨午八月前、防共ラインが最も活躍した際、もしも日本が在支新政體を設立してゐたらこの新政體は少くとも獨伊の贊助を待てゐたであらう。もし日本が獨伊軍事同盟に加入して居り、また歐洲戰が日獨伊の軍事同盟成立により勃發したものであつたならば日本側の新政體設立は必ず實行を見ることが出来たであらう。獨蘇協定の成立は日本の事務一切を紊亂に陥入れた。そのとき歐洲戰の勃發といふことが日本人の欣喜を捲起したがこれは英佛

か印度洋以東の各區から軍隊を撤退させ米國はまた戦争に引入れられて日本の對支行動が自由となるのみでなく南洋方面へ回つてもその勢力を伸張出来ると考えたのである。しかし膠州に外れて英佛獨三國は宣戦は布告したが戦勝を行つてゐない。伊太利は中立を保守し米國はまたその注意を極東に移し英國これまた極東から元全に手を引かない。これらの關係から日本は一日も早く對支作戰の終了を望み且つ日本が歐洲戦の機會を利用して工國米及貨物各方面の擴張を圖らうと希望するやうになつた。日本の親獨伊派と親英約派の間には既に重大な衝突を發生してゐるか「新政權」の成立は或ひは米日關係をしていよいよ緊張化しめてゐる。日本は獨伊が中國の新政權を承認しやうとすることに對して何を報酬とするか未だ決定してゐない。最近米國務院のウエルスの訪歐は頗る日本の疑念を呼び、歐洲が短時日に和平し日本の極東地位に影響するものでないかとみてゐる。日軍部が未だ今日になるも新政府を設立し得ない

であるといふことは日本民衆の不満を買つてゐるが軍部は事件の解決方法を持つてゐないのである。故に一面影佐から汪氏に政府の組織を促し一面また喜多及び原田よりその組織を阻害せしめてゐる。日本の外交政策は一日として定らない現状で新政府の成立は何日になるか判らない。新政府の成立が遷延してゐることには別にまた重要な原因がある。即ち汪氏に強力な武力が缺乏してゐるといふことである。若し汪氏に権力あつて日本の日支事変解決を援助すれば日本は猶豫せず新政府を成立するであらう。影佐にかつて果に語つて曰く「汪氏は真正の武人ではない。日本は廣大な警備區を安んずべきである」と。また日本の某官吏にかつて「中國に三百萬の知識分子があると假定して汪氏はその半數に影響力を有つてゐたら一切の困難は解決されるだらう」と語つてゐる。

(D)

了